

グループホームしかの指定認知症対応型共同生活介護 及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会医療法人仁厚会が開設する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において実施する認知症高齢者グループホームしかの（以下、「当事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業所において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービス提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所において提供するサービスは介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことにより、住み慣れた環境での生活を継続できるよう、かつ利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者が「すこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえ、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
4. 適切な介護技術を持ってサービス提供する。
5. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
6. 事故防止のため、個別の行動特性等を十分に把握し、安心・安全に配慮するとともに、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合をのぞき身体的拘束ゼロを宣言するとともに、その他利用者の行動を制限することがない対応をする。

7. 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
8. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者等の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
9. 当事業所のサービス提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第4条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第5条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症高齢者グループホームしかの
- (2) 開設年月日 平成19年9月1日
- (3) 所在地 鳥取県鳥取市鹿野町今市80番地
- (4) 電話番号 0857-84-3700 FAX番号 0857-84-3705
- (5) 介護保険指定番号 認知症高齢者グループホームしかの(3190100127)

(従業者の員数及び職務内容)

第6条 当事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元化を行うとともに、この規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる。
- (3) 介護従事者 3名以上
介護従事者は利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (4) 夜間についても1名以上の従業者を配置し、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (5) 従業者が常に清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

(利用定員)

第7条 入居利用定員は9名とする。

(利用者の生活時間帯)

第8条 利用者の生活サイクルに応じた1日の生活時間帯は次のとおりとする。

日中の時間帯	6 : 0 0	～	2 1 : 0 0
夜間及び深夜の時間帯	2 1 : 0 0	～	6 : 0 0

(介護の内容)

第9条 認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送る事ができるようにすることを念頭に、当事業のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 住居及び食事の提供
- (2) 入浴、排泄、食事、口腔衛生、着替え等の支援
- (3) 金銭管理の支援、健康管理の助言等の生活支援
- (4) 日常生活の中での機能訓練
- (5) 相談、援助

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第10条 事業所は、共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕(以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。)を提供する。

2. 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
3. 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
4. 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
5. 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第11条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、他の介護従業者と協議の上、利用者の心身の状況、利用者及び家族の希望及びそのおかれている環境を踏まえ、個別に援助の目標、当該目標を達成する為の具体的な認知症対応型共同生活介護計画(以下、「介護計画」という)を作成する。

2. 介護計画の作成及び変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。

4. 利用者に対し介護計画に基づいた各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況を評価し、必要に応じてサービス計画の変更を行う。

(利用者負担の額等)

第12条 当事業所の利用料は介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、重要事項説明書別表利用料金表のとおり利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食材料費
 - (2) 居住費
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用。
2. 利用料金は、月ごとの精算とし、毎月10日頃に前月分の請求をする。また、支払方法は窓口での現金支払または口座自動引き落としとした場合は、指定期日の毎月15日（口座自動引き落としの場合、金融機関の休日の場合は翌営業日）に受けとるものとする。
 3. 前項の費用の額にかかるサービスの提供に当たってはあらかじめ入居者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(入退居についての留意事項)

第13条 グループホームしかのの対象者は、要支援2～要介護5に該当する者であって認知症の状態であり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
2. 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 3. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合がある。利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。
 4. サービス提供については正当な理由なくサービスの提供の拒否を禁止する。
 5. 入居者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、必要な情報提供並びに保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携につとめるものとする。
 6. 入居申込者が入院加療を要する等、必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、速やかに適切な指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院または、診療所を紹介する等の適切な対応を行うものとする。
 7. 入居者の退居の際には入居者及び家庭の希望を踏まえ退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。

8. 入居に際して、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、介護従事者の体制、その他必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得るものとする。
9. 入居者は、施設内で次の各号の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や心身の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか・口論・泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序・風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - (6) 感染につながるペットを持ち込むこと。
 - (7) 職員（ボランティア、事業関係者を含む）や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為等、反社会的行為を行うこと。
10. 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

（衛生管理等）

- 第14条 事業所は、事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時における対応策）

- 第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医または協力医療機関に連絡する等の措置を講じる。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

（損害賠償）

- 第16条 事業所は、利用者に対するサービス提供に当って、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は防火管理講習会受講者より防火権原者が指名する。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第18条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2. 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
3. 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
4. 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
5. 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
6. 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
7. 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

8. 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第19条 サービス提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情解決委員会を設置するなど必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供したサービスに関し、市町村からの文書の提出、提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
3. 事業所は、提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報保護)

第20条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密保持)

第21条 本事業所の従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。但し、介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供については、必要に応じて提供することがある。

2. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第23条 事業所は、利用者または他の利用者などの生命又は身体を保護する為など緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2. 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他のやむを得ない理由など必要な事項を記録する。
3. 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（地域との連携など）

第24条 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. サービス提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第25条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第26条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(会計の区分)

第27条 指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計はその他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第28条 介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から最低5年間保管する。

(その他運営に関する事項)

第29条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 経験に応じた研修 随時

2. 入居希望者は、必要な事項を記載した申込書を管理者に提出するものとする。なお、申込申請者は原則として当該世帯の生計中心者とする。
3. 管理者は、利用対象者からの事業の利用申請があった場合は、必要性を勘案した上で決定するものとする。
4. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
5. 事業所は、サービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第30条

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人仁厚会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 19 年 09 月 01 日より施行する。

平成 22 年 04 月 01 日一部改正

平成 24 年 04 月 01 日一部改正

平成 25 年 03 月 21 日一部改正

平成 25 年 06 月 28 日一部改正

平成 26 年 04 月 01 日一部改正

令和 01 年 10 月 15 日一部改正

令和 06 年 03 月 21 日一部改正

令和 06 年 11 月 25 日一部改正

令和 07 年 03 月 21 日一部改正